

令和6年4月13日

特別養護老人ホーム 清松園
園長 永田 秀治

介護職員等処遇改善加算について（計画の公開）

標記のことについて下記のとおり、改善計画を立てましたので、お知らせします。

記

1 介護職員等処遇改善加算について

- (1) 計画期間 令和6年4月から令和7年3月まで（新加算は6月以降）
- (2) 加算区分及び加算率 特養：加算Ⅰ 14% デイ：加算Ⅱ 9.2%（6月以降加算率）
- (3) 加算額（概算） 合計：約28,033千円
- (4) 支給対象 特別養護老人ホーム清松園・清松園デイサービスセンターに勤務する職員
（夜警員は除く）
- (5) 支給方法 始めて交付金等を算定した年度以前の賃金水準から、昨年度までの賃金上昇分を差し引いた額を処遇改善臨時特例手当として常勤1名に対し毎月30千円支給する。
非常勤者については、上記額に任用時の契約勤務時間数で計算した常勤換算数を乗じた額を毎月定額で支給する。
上記支給額が年度末までに加算額を下回る見込みの場合は、3月分給与支給時に手当の額を増額して支給する。
- (6) 職場環境要件について
 - ①入職促進に向けた取り組み
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
 - ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
 - ③両立支援・多様な働き方の推進
 - ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
 - ④腰痛を含む心身の健康管理
 - ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
 - ⑤生産性向上のための業務改善の取組
 - ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
 - ⑥やりがい・働きがいの醸成
 - ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供